（案）

写

岡賃審第　　号
令和２年８月５日

岡山労働局長
内田敏之　殿

岡山地方最低賃金審議会
会長　西田和弘

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和２年７月３日付けをもって最低賃金法第２１条の規定に基づき貴職から諮問のあった下記７業種に係る特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記７業種に係る特定最低賃金について改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。

記

1　岡山県耐火物製造業最低賃金
2　岡山県鉄鋼業最低賃金
3　岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金
4　岡山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
5　岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金
6　岡山県船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金
7　岡山県各種商品小売業最低賃金